

新型コロナウイルス感染症に対応した 避難所運営ガイドライン

令和2年6月
(令和5年11月改定)
宮城県

目 次

はじめに	-----	1
1 事前対策		
(1) 住民への広報	-----	1
(2) 資機材の備蓄	-----	1
(3) 三つの密を避けるための避難所の確保	-----	2
(4) 避難所のレイアウトの作成	-----	2
(5) 避難所の運営等に係る役割分担	-----	3
(6) 避難所運営マニュアルの策定や訓練の実施	-----	3
2 避難所の開設・運営		
(1) 初動対応	-----	4
(2) 可能な限り多くの避難所の開設	-----	4
(3) 事前受付の設置	-----	4
(4) 感染予防対策	-----	5
(5) 発熱や咳等の症状がある方への対応	-----	6
(6) 車中泊（車中避難）等への対応	-----	6

はじめに

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日には感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号）における5類感染症に位置付けられました。これにより、日常的な基本的感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねられることが基本となります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症は依然として感染力が高く、高齢者や基礎疾患がある方においては重症化しやすいという特徴があります。避難所には多くの高齢者等が避難してくることを踏まえ、避難所内での感染拡大を防ぐため、引き続き可能な範囲での新型コロナウイルス感染症対策を行うことが求められます。

各市町村におかれましては、引き続き本ガイドラインを参考として今後の避難所における感染対策の実施を図り、災害時には住民と協力し、円滑な避難所運営のための体制を構築していただきますようお願いいたします。

また、災害時は命が最優先であることを前提に、災害時の避難所における避難者の受け入れ・運営を実施してください。

1 事前対策

（1）住民への広報

- ① 住民が避難する前に準備、検討することを事前に周知する。
 - ・避難とは、難を避けること、つまり安全を確保することであり、まずは自宅の災害の危険性をハザードマップ等で事前に確認し、自宅で安全確保ができる場合は自宅避難も検討する。
 - ・避難所以外への避難を検討する。（安全確保ができる親戚や友人の家）
 - ・生活必需品やマスク、石鹸、手指消毒用アルコール、体温計、スリッパ、ゴミ袋等の避難者個人の衛生用品は持参を基本とする。
 - ・服薬している薬や体調管理のためのサプリメント、おくすり手帳等を用意する。
- ② 避難所の感染症対策（可能な限り1～2m間隔の確保等）を周知する。
- ③ 避難情報等を基に早期避難を徹底するよう周知する。

（2）資機材の備蓄

- ① 資機材の準備
 - ・受付時等に避難者の体温を測る非接触型体温計やサーモグラフィ等
 - ・パーティションや間仕切り、簡易テント、段ボールベット等

② 備蓄品の拡充

- ・マスク、石鹸、アルコール消毒液、次亜塩素酸ナトリウム、除菌ウェットティッシュ、ペーパータオル等
- ・マスクが確保できない場合、キッチンペーパーやタオル等の代用品
- ・避難所の区割りに使用するポール（2m程度）と養生テープ等
- ・眼の防護具、使い捨て手袋、長袖ガウン 等

（3）三つの密を避けるための避難所の確保

避難所の過密状態を避け、人と人の距離を確保するため、これまでの災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保する。

【指定避難所以外の避難所の確保】

- ・指定避難所以外の施設として、高校、大学、専門学校、宿泊施設（ホテル・旅館等）の活用を検討する。
- ・要配慮者（高齢者・基礎疾患を有する者・障害者・妊産婦・訪日外国人旅行者等及びその家族等）の避難先として、福祉避難所等が不足する場合を想定し、宿泊施設（ホテル・旅館等）の確保を検討する。
- ・車中泊は推奨しないが、感染を恐れて車中泊が増えることが想定されるため、車中泊に備えた場所の確保を検討する。

（4）避難所のレイアウトの作成（資料1-1～資料1-4）

※ 資料1-1～1-4は、「「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」（第2版）について」（令和2年6月10日府政防第1262号他）において示された避難所のレイアウト例になります。今後の避難所における感染対策の実施及び生活環境の向上を図る上で、引き続き活用して差し支えないこととされていますので、各市町村においては、本資料を参考に各避難所のレイアウトの検討をお願いします。

- ① 居住スペースでは、可能な限り個人または家族ごとに1～2m間隔を確保したレイアウトを作成する。
- ② 発熱や咳などの風邪の症状等がある方を早期発見できるよう、避難所入口の外に「事前受付」を設置する。
- ③ 発熱や咳などの風邪の症状等がある方の「専用スペース」を設置する。「専用スペース」は個室とすることが望ましいが、個室を確保できない場合はパーティションや簡易テントを設け感染防止を図る。

④ 学校（体育館）等の大規模な避難所の場合、教室等を活用した「居住スペース」「専用スペース」の分散化を検討する。

⑤ トイレ、洗面所、洗濯場や携帯電話の充電場所等では、三つの密を避けた運用が重要である。

- ・専用スペースには、専用トイレを確保することが望ましい。携帯トイレ（段ボールトイレ等）の設置も検討する。
- ・飛沫感染防止のため、パーティションの高さは2m程度を確保する。

⑥ パーティションや簡易テントは、個室を確保できない場合の専用スペースで優先的に使用するが、居住スペースにおいても積極的に活用する。

⑦ 専用スペースと居住スペースの動線を分け、分離したレイアウトを検討し、全ての動線は交差を避け、一方通行とすることが望ましい。

【参考 ソーニングの基本】

- ◆清潔区域とウイルスによって汚染されている領域（汚染区域）を明確に区分する。
- ◆区分が分かるように、テープや張り紙等で表記する。
- ◆発熱等の症状がある方とその他の方の生活の場や動線が交わらないようにする。
- ◆汚染区域に入る前に、適切な防護具（マスクや手袋等）を着用する。
- ◆清潔区域に入る前に、使用した（身に着けている）防護具を脱ぎ、手洗い（手洗い場がない場合は、手指消毒）をする。

（5）避難所の運営等に係る役割分担

避難所の開設や運営に係る市町村、地域住民、施設管理者等の役割を事前に決定しておく。

（6）避難所運営マニュアルの策定や訓練の実施

- ① 本ガイドラインを参考とし、新型コロナウイルス感染症対策用の避難所運営マニュアルを策定又は一般避難所運営マニュアルへ反映する。
- ② 市町村は、地域住民や施設管理者等と、マニュアルに沿った訓練を実施する。

※ 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、保健所による陽性者の健康管理や宿泊療養施設等への入所調整、濃厚接触者の健康管理や検査調整などは終了しました。今後は、新型コロナウイルス感染症の陽性者も他の避難者同様に避難所へ避難してくることが想定されますので、このことを踏まえて事前の検討をお願いします。

2 避難所の開設・運営

(1) 初動対応

- ① 事前に決めた避難所開設担当者（市町村、地域住民、施設管理者等）は、早めに避難所を開設する。
- ② 事前に検討したレイアウトをもとに、避難所を開設する。

(2) 可能な限り多くの避難所の開設

- ① 学校を避難所に行っている場合は、体育館のほか教室等を活用する。
- ② 事前に確保した高校、大学、専門学校、宿泊施設（ホテル・旅館等）も避難所として活用する。

(3) 事前受付の設置（資料2）

- ① 避難者の健康状態を確認するため、避難所入口の外に事前受付を設置する。
 - ・避難所開設と同時に事前受付を設置し、運営する。
 - ・アルコール消毒液を設置し、雨天時はテントを設営する。
 - ・体育館に接続する廊下を使用する等、各避難所に応じて設置する。
 - ・避難者のマスク着用を推奨し、手洗い（消毒）を徹底する。
- ② 発熱の有無や問診により、健康状態を確認する。（資料3）
 - ・非接触型体温計、サーモグラフィー等の設置が望ましい。
 - ・やむを得ず接触型の体温計を使用する場合、感染防止のため毎回消毒を実施する。
 - ・検温するスタッフは、マスクに加え、使い捨て手袋、眼の防護具を装着する。（資料4）
- ③ 事前受付の結果により、専用スペース又は総合受付へ誘導する。
 - ・発熱や咳等の症状がある方は、専用スペースへ誘導する。（「(5) 発熱や咳等の症状がある方への対応」を参照し、対応する。）
 - ⇒発熱や咳等の症状がない方は、総合受付へ誘導する。
 - ・避難者自らが行動できるよう、案内看板等を用意する。
- ④ 事前受付の設営前に避難者が居住スペースに入った場合は、改めて個人または家族ごとに1～2m間隔を確保した区割りを行うとともに、各避難者の体温等の健康状態を確認する。

【避難所受付時の健康状態確認フロー】

避難所入所時問診票による避難者の健康状態の確認

問診票の◆感染の有無の項目が
「はい」となっている



専用スペースへ誘導する。

問診票の◆体調についての項目
の1～10に一つでも「はい」
がある



専用スペースへ誘導する。

問診票の◆体調についての項目
の1～10に一つも「はい」が
ない



総合受付へ誘導する。

(4) 感染予防対策

① 避難所運営者の留意点

- ・事前受付を継続し、避難所に人の出入りがある毎に、体温等の健康状態を確認する。
- ・避難者及び運営スタッフに体調チェック表（資料5）を配布し、毎日体温等の健康状態を確認する。
- ・ポスターやチラシ、呼びかけにより避難者の感染症防止のための運営上の留意点（前後左右1～2m程度の距離の確保、混雑した空間でのマスクの着用や手洗いの推奨など）を周知する。（資料6）
- ・手指消毒用アルコールは、人の出入りの多い避難所の出入口、トイレ周辺、食事スペース等に複数設置し、こまめに手指の消毒を行うよう徹底する。
- ・30分に1回以上、数分間程度、2方向の窓を全開する定期的な換気を実施する。
- ・手すり、ドアノブ、共用備品等の人が接触する場所は1日最低1回消毒する。
- ・居住スペース、トイレ及び洗面所の定期的な清掃と消毒を行う。（通常の清掃に

加え、糞便や嘔吐物で汚染された場合は、次亜塩素酸ナトリウム0.1%による消毒が推奨される。)(資料7)

- 物品や食事の配給時は、一度机に置くこと等により接触感染を回避する。

② 避難者個人の留意点

- 前後左右1～2m程度の距離を確保する。
- マスク着用は個人の判断が基本となるものの、高齢者などの重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、混雑した場面ではマスクの着用が推奨される。
- 高齢者などの重症化リスクの高い方は、感染から自身を守るための対策として混雑した場面ではマスク着用が効果的である。
- 発熱や咳などの風邪の症状等がある方や、新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となった方などは、できるだけ専用スペースからの外出は避け、やむを得ず外に出る場合にはマスクを着用する。
- 手洗い等の手指衛生に注意する。特に、ドアノブ等の共有部分に触れた後は、手洗いを徹底する。
- 配布された体調チェック票(資料4)により、毎日の体温等の健康状態を確認する。(ドアノブ等の共有部分に触れた後は、特に手洗いを徹底)
- 飛沫感染、接触感染を最小限にするため、居住スペース以外で食事をとらないことが望ましい。

(5) 発熱や咳等の症状がある方への対応

- ① 専用のスペースを確保し、その際のスペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保することが望ましい。
- ② 学校等の大規模な避難所は、専用のスペースとして教室等を活用する。専用スペースは個室とすることが望ましいが、小規模な避難所で個室を確保できない場合は、パーティションや簡易テントを設けるか、病状等を考慮した上で、医療機関を受診するまで一時的に車中待機等を検討する。
- ③ 発熱や咳などの風邪の症状等がある方の看護は、できるだけ限られた方で実施する。

(6) 車中泊(車中避難)等への対応

- ① 避難所等に避難をせず、車中泊をする避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群予防のため、軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。
※気温や湿度が高い時期にはエアコンの利用等により熱中症にも注意するよう周知すること。
- ② 車中泊をする避難者がいる場合は、その方の健康状態の確認も定期的に行う。